

10月1日(火)より 一部料金改定をさせていただきます

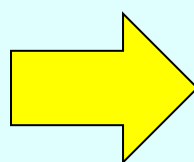
消費税10%増税に伴う対応について

令和元年10月より消費税が10%に引き上げられます。

それに伴い患者さまから実費で徴収しております料金について一部改定を行いますのでお知らせいたします。

■ 初診時選定療養費

令和元年9月30日まで
5,400円 (税込)



令和元年10月1日より
5,500円 (税込)

➤ 国の医療政策(病院と診療所・クリニックの機能分担と連携促進)により

400床以上の地域医療支援病院では、

初診時に選定療養費(自費)を5,000円(税込5,500円)以上徴収することが義務化されております。

※ 当院は、平成29年9月に愛知県より地域医療支援病院の承認を受けました。

なお、室料差額・文書料金等についても料金改定させていただきます。

ご不明な点・詳細については各掲示一覧をご参照いただくか、

窓口の医事課にお問い合わせください。

